

途中加入の組合員がいる場合の出資価額割合

目次

1. エンジェル税制の優遇措置を受けるための要件	1
2. エンジェル税制の優遇措置が受けられない場合（途中加入の組合員）	1
3. 組合契約書における遡及適用の規定	1
4. 持分割合と出資価額割合の違い	2
【持分割合】	2
【出資価額割合】	2

1. エンジェル税制の優遇措置を受けるための要件

民法上の組合及び投資事業有限責任組合（以下、組合と略します。）を經由して株式投資した組合員たる個人投資家がエンジェル税制の優遇措置を受けるためには、**まず組合員が組合に出資し、次にその資金を原資として組合がベンチャー企業に株式投資することが必要**となります。

つまり、組合員が先に組合に出資し、その後に組合がベンチャー企業に株式投資するという順番がエンジェル税制の優遇措置を受けるための要件になるのです。

2. エンジェル税制の優遇措置が受けられない場合（途中加入の組合員）

したがって、**先に組合がベンチャー企業に株式投資し、その後に組合に出資した「途中加入の組合員」（追加加入の組合員という場合もあります。）は当該ベンチャー企業への株式投資についてエンジェル税制の優遇措置を受けることができないこと**になります。

もちろん途中加入の組合員であっても、途中加入により組合に出資し、その後に組合がベンチャー企業に株式投資した場合には、当該企業に関してはエンジェル税制の優遇措置を受けることができます。

3. 組合契約書における遡及適用の規定

ただし、**途中加入の組合員に対してもエンジェル税制の優遇措置を与えるという「具体的な明文規定」を組合契約書（ないし追加覚書）に置き、当初組合員全員の合意が得られているならば、途中加入の組合員に対してもエンジェル税制の優遇措置を与えることは可能**です。

明文規定の例は次のとおりです。

「途中加入組合員は、追加クロージング日までの払込みにより、当初クロージング日に当該出資をなした場合と同様に本契約に基づく権利及び義務を効力発生日に遡って取得する。

この規定は、途中加入の組合員に対しても当初組合員と同様に当初クロージング日までに組合に対して出資したものと扱い、この結果、ベンチャー企業に投資した後に組合に出資した途中加入の組合員に対してもエンジェル税制の優遇措置を認めることも含む。」

組合契約書に記載する方法には、次の2つがあります。

第1に、上記文例の前半の抽象的な遡及適用（黒文字部分）と、後半の具体的な遡及適用（赤文字部分）の両方を組合契約書に記載する方法です。この方法は、これから組合契約書を作成する場合に妥当します。

第2に、前半の抽象的な遡及適用（黒文字部分）を組合契約書（原契約）に記載し、後半の具体的な遡及適用（赤文字部分）を追加覚書に記載する方法です。この方法は、前半部分だけで一旦組合契約書を作成し、後になって後半部分を追加する場合に妥当します。

なお、第1の方法と第2の方法のいずれにおいても、当初組合員全員の合意を受けることにはご留意ください。

4. 持分割合と出資価額割合の違い

<具体例>

- ・ 組合の会計期間は1月1日～12月31日
- ・ 1口の出資約束金額は100万円
- ・ 1月10日に組合員Aは100万円、組合員Bも100万円を組合に出資
- ・ 3月10日に組合は甲株式会社に160万円投資
- ・ 5月10日に組合員Cが100万円を組合に出資
- ・ 7月10日に組合は乙株式会社に70万円投資
- ・ 12月31日における組合のPLの当期純利益は900万円

【持分割合】

持分とは、年度末時点における組合員の組合の利益に対する分配請求権や組合解散時点における残余財産に対する分配請求権のことです。この持分は、当初からの組合員A・組合員Bと途中加入の組合員Cで違いはなく、3名の組合への出資額は皆100万円なので、3名の持分割合は1/3となります。

したがって、年度末における組合の当期純利益900万円に対して組合員A・B・Cは300万円（＝900万円×1/3）の利益分配請求権があります。

【出資価額割合】

①甲株式会社に対する出資価額割合

途中加入の組合員Cには、組合への出資前に株式投資を行った甲株式会社に対してはエ

ンジェル税制の優遇措置を受けることはできません。したがって、持分割合の1/3を用いて各組合員の甲株式会社に対する投資額を計算することはできません。すなわち、持分割合はエンジェル税制とは無関係なものです。このため、様式集においても（例：確認申請書、投資契約書、組合契約書の追加覚書）持分割合という用語は使用されておられません。

甲株式会社に対する160万円の株式投資は、組合員Aの100万円と組合員Bの100万円の出資金を原資としているのであり、組合員Cの出資金は甲株式会社に対する株式投資の原資にはなっておりません。

したがって、甲株式会社に対する160万円の株式投資を組合員Aと組合員Bに按分して各組合員の甲株式会社に対する投資額を計算する際の割合は、株式投資を行う時点における各組合員の組合への出資価額の割合を使用することになります。これを「出資価額割合」といいます。

この出資価額割合を用いて各組合員の甲株式会社に対する投資額を計算すると、次のようになります。

- ・ 出資価額割合：100万円÷200万円=1/2
- ・ 組合員Aの株式投資額：160万円×1/2=80万円
- ・ 組合員Bの株式投資額：160万円×1/2=80万円

（注）途中加入の組合員の出資額と当初加入の組合員の出資額を合計する場合

ただし、組合契約書において「途中加入組合員は、追加クロージング日までの払込みにより、当初クロージング日に当該出資をなした場合と同様に本契約に基づく権利及び義務を効力発生日に遡って取得する。この規定は、途中加入の組合員に対しても当初組合員と同様に当初クロージング日までに組合に対して出資したものと扱い、この結果、ベンチャー企業に投資した後に組合に出資した途中加入の組合員に対してもエンジェル税制の優遇措置を認めることも含む。」という旨の条項の記載がある場合には、途中加入の組合員についても当初加入の組合員と同様に扱い、出資価額割合を算定する際には分母の「申請企業に投資する直前の各組合員の組合への出資価額残高の合計」に途中加入の組合員の出資額も含めることとなります。

上記の例に当てはめると、下記のように出資価額割合が計算されます。

- ・ 出資価額割合：100万円÷300万円
- ・ 組合員Aの株式投資額：160万円×1/3=533,333円
- ・ 組合員Bの株式投資額：160万円×1/3=533,333円
- ・ 組合員Cの株式投資額：160万円×1/3=533,333円

②乙株式会社に対する出資価額割合

甲株式会社に 160 万円の株式投資を行った結果、組合員 A と組合員 B の組合への出資金はそれぞれ 20 万円 (=100 万円-80 万円) に減っています。これは、株式投資を行う前に組合に存在する資金が 200 万円であるのに対し、株式投資を行った後に組合に残っている資金が 40 万円 (=200 万円-160 万円) であることと対応しております。

その後、組合員 C が 100 万円を組合に出資し、この時点における組合に存在する資金は 140 万円 (=40 万円+100 万円)、この時点における各組合員の出資価額残高は、組合員 A は 20 万円、組合員 B は 20 万円、組合員 C は 100 万円です。したがって、この時点における各組合員の出資価額残高に基づく出資価額割合は次のようになります。

- ・ 組合員 A : 20 万円 ÷ 140 万円 = 1/7
- ・ 組合員 B : 20 万円 ÷ 140 万円 = 1/7
- ・ 組合員 C : 100 万円 ÷ 140 万円 = 5/7

そして、これらの資金を原資として乙株式会社に 70 万円株式投資を行っているので、この出資価額割合を用いて各組合員の乙株式会社に対する投資額を計算すると、次のようになります。

- ・ 組合員 A の株式投資額 : 70 万円 × 1/7 = 10 万円
- ・ 組合員 B の株式投資額 : 70 万円 × 1/7 = 10 万円
- ・ 組合員 C の株式投資額 : 70 万円 × 5/7 = 50 万円

このように、持分割合が期末時点や組合解散時点における組合員の組合の利益や残余財産に対する分配請求権の割合ことを意味するのに対し、出資価額割合は株式投資時点における組合員の組合への出資金残高の割合を意味するのです。

(注) 途中加入の組合員の出資額と当初加入の組合員の出資額を合計する場合

この場合は、持分割合と出資価額割合は同じになります。どちらで計算しても構いませんが、持分割合の方が簡単です。

【持分割合】

- ・ 持分割合 : 1 口 ÷ 3 口
- ・ 組合員 A の株式投資額 : 70 万円 × 1/3 = 233,333 円
- ・ 組合員 B の株式投資額 : 70 万円 × 1/3 = 233,333 円
- ・ 組合員 C の株式投資額 : 70 万円 × 1/3 = 233,333 円

【出資価額割合】

- ・ 出資価格割合 : (100 万円 - 533,333 円) ÷ (300 万円 - 160 万円)
- ・ 組合員 A の株式投資額 : 70 万円 × 466,667 円 (=100 万円 - 533,333 円) ÷ (300 万円 - 160 万円) = 233,333 円

・組合員 B の株式投資額 : 70 万円 × 466,667 円 (=100 万円 - 533,333 円) ÷ (300 万円 - 160 万円) = 233,333 円

・組合員 C の株式投資額 : 70 万円 × 466,667 円 (=100 万円 - 533,333 円) ÷ (300 万円 - 160 万円) = 233,333 円

上記の波線は、「申請企業乙会社に投資する直前の各組合員の組合への出資価額残高の合計額」を意味します。

上記の太線は、「各組合員の申請企業乙会社に投資する直前の組合への出資価額残高」を意味します。